


<p>第581号 2016年5月20日</p> <p>共同実施を断念させよう</p>	<h1>東 学</h1>	 <p>東京都学校事務職員労働組合 東京都新宿区高田馬場 3-14-14 03-3367-6783 東学 Web http://tougaku.net/</p>
--	--------------	---

「倫理」「規範意識」だけ教員並み！？ ～処分基準の再改訂に抗議！度重なるご都合主義は納得できない～

今をさかのぼること10年前の2006年度、都教委は、教職員の「懲戒処分基準の見直し」を強行した。「高い倫理観と信頼性が求められる教職員の特殊性を踏まえ」、都庁行政系職員よりも懲戒処分基準を厳格化するというのが見直しの内容だった。それ自体、学校職員に対する差別的取り扱いだ。しかも厳格化の対象は教員のみならず、事務職員も含まれていた。

事務職員の人事制度は都庁行政系職員に横引きされており、賃金等で教員よりも低い処遇におかれている。にもかかわらず、懲戒処分基準は教員に合わせるというのは到底納得できない。また、学校事務職員は従前から教育庁事務局職員と同様に3年に一度の「汚職等非行防止研修」が悉皆化されていた。それが、この時点からさらに教員と一緒に校内服務研修の対象ともされることとなった。この事務職員のみで課せられた二重の研修負担の矛盾についても、都教委は今に至るまでまともな説明ができていない。

以上のことについて、東学は当時から抗議し、撤回を求めてきた。にもかかわらず、都教委はそれを無視してきたばかりか、この2016年度4月1日付で、より処分を厳格化する再改訂を実施した。

東学は4月27日、下記の抗議を行った。

都教委は事務職員に対し、ある時は都庁行政系横引き、ある時は教員に合わせる、とご都合主義的に扱っている。時間休の扱いは都庁行政系横引き、今年度から始まった新たな時差勤務については教員と同様に育児・介護理由を除いて取得期間を三季休業中に限定された。そして、今回の「懲戒処分基準見直し」だ。結果、事務職員は都庁行政系職員、教員いずれに比べても、もっとも不利な扱いを受けている。

度重なるご都合主義は納得できない！

『教職員の主な非行に対する標準的な処分量定の改訂』に対する抗議

東京都教育委員会は、3月4日付で懲戒処分の基準としての『教職員の主な非行に対する標準的な処分量定(以下、「処分量定」)』の見直しを行い2016年度より施行した。

私たちは、かねてよりポスト数や昇任の取り扱いにみられるよう一方的に都庁一般職員と比べ「高い倫理や規範意識」を求められる立場にはなく、また、当然教員と同等の処遇も受けてはいない以上同じ基準で取り扱われる筋はない旨抗議を行ってきたところである。

今回の「処分量定」改訂に際しても、前述の取り扱いについての見直しを行うことなく一方的に類型・量定の拡大を行った。

また、私たちは特に2009年度以来「学校徴収金」について、『地方自治法第210条の(総計予算主義)』及び『同法第235条第4(現金及び有価証券の保管)第2項』に反する(私費)としての取り扱いを是正し公会計として取り扱い、そのために関係機関に働きかけるよう要求しているところであるが、その要求に応えることなく(私費)という取り扱い方法を放置したまま非行の種類の中で「公金・学校徴収金の流用等～略～」と平然と並べている。

これは脱法的な金銭取り扱いの環境が『金銭事故』の大きな要因であることを認識しながらあえて放置し、「職員の責任」にすべてを転嫁しようとする姑息な意図の表れである。

以上の点から今回の処分量定改訂に抗議する。処遇に見合った基準とすべきである。

5／1日比谷メーデーに結集！

～「私費会計」の公会計化から無償化を実現しよう！～

5月1日、東学は日比谷メーデーに結集した。

全体集会の前段、4者協（東学、AIM' 89、都障労組、東学臨労）の独自集会を行った。

集会で、東学の戸張執行委員は私費会計について、無償化を視野に、経過措置としての公会計化を要求しよう、と呼びかけた。

私費会計はそれ自体が地方自治法違反であり、私費会計事務に携わることは「職務専念義務」違反だ。また学校職場の『金銭事故』による懲戒免職者の数は他の行政分野に比べて突出しているが、私費会計はその大きな要因となっている。行政が違法状態を放置している責任が大きいにもかかわらず、私費であるがゆえに責任の所在が不明確で、結局は「職員の責任」にすべてが転嫁されてしまっているのが現状だ。

事務職員の負担増を回避しつつ、公会計化を追求していく必要がある。

【東学メーデー単組報告骨子】

自治労学校事務協議会加盟の東学では、「公教育＝無償化」を目標に運動を進めてきています。無償化が実現すれば、義務教育では就学援助制度が必要なくなります。高等学校での授業料についても、大変困難な事務作業を行っている所得制限の制度ではなく、以前の公立学校「不徴収」＝実質「無償化」に戻ります。

給食費をはじめとする学校徴収金の「公会計化」は、無償化に向けた経過措置としてあります。

私費会計の学校徴収金は、

＊地方自治法210条（総計予算主義）・・・会計年度における一切の収入及び支出は、すべてこれを歳入歳出予算に編入しなければならない。

＊235条4第2項（現金等の保管）・・・地方公共団体の所有に属しない現金又は有価証券は、法律又は政令の規定によるのでなければ、これを保管する事ができない。

に違反した状態と言えます。

また、公費以外の業務を勤務時間内に行っていることは、地方公務員法の「職務専念義務」違反と言えます。「職務免除申請」が必要ですが、行っていません。

最近のニュースなどで、少子化対策などを目的として、給食費の無償化（47市町村）、さらに進んで教材費等の無償化（5区市町・東京で杉並区）を実施している自治体が増えています。さらには、学校徴収金の全廃をした自治体（7町村）もあります。東京では、利島村と御蔵島村。少子化対策では、若い世帯人口が増加をしていると言われています。

また、世田谷区では、給食費の公会計化が進行中です。私達学校事務職員にとっては、どのようなシステムになるのかによって、仕事の流れが変わるだけでなく、仕事量の増加が懸念されます。契約事務規則の弾力的適用などの措置を要求していかなければならないと思っています。

学校徴収金の公会計化は、「公教育＝無償化」に向けて避けて通れない地点です。

公会計化せずに「補助金」あるいは「給付金」的に行う実質「無償化」は、私費会計のまま仕事が押しつけられるという学校事務職員にとって、最悪の事態となります。

私費会計の不正による懲戒免職者の数は、一向に減る気配がありません。公会計化以外にありません。

最新の情報で、横須賀市議会では中学校の完全給食実施と給食会計の公会計化が、自公含めた議員提案で出されたそうです。

（加入のお申し込み・ご相談先）

本部連絡先：世田谷区若林小学校・事務室 松永哲次 TEL03－3413－0655

地区連絡先：